

健生食輸発0804第1号
令和7年8月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イタリア、オーストリア及びルーマニア産ポルチャーニのペルメトリン、
中国産だいこん類の根のチアメトキサム並びにペルー産ぶどうのモノクロ
トホス)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正：令和7年7月24日付け健生食輸発0724第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、イタリアで加工されたイタリア、オーストリア及びルーマニアを原産とする乾燥ポルチャーニ、中国産だいこん類の根並びにペルー産ぶどうのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産だいこん類の根のチアメトキサムについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・ペルー産ぶどう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス

2. 別表第3への追加

- ・イタリア産ポルチャーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ASIAGO FOOD S.P.A.(イタリア)」であるものに限る。)
- ・オーストリア産ポルチャーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ASIAGO FOOD S.P.A.(イタリア)」であるものに限る。)
- ・中国産だいこん類の根及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメト

キサム（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ZHONGBO FOODS (QINGDAO) CO., LTD」であるものに限る。）

- ペルー産ぶどう及びその加工品（簡易な加工に限る。）のモノクロトホス（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SOBIFRUIT S. A. C.」であるものに限る。）
- ルーマニア産ポリチニ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のペルメトリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ASIAGO FOOD S. P. A. (イタリア)」であるものに限る。）